

令和5年度 新潟県大腸がん検診精度管理調査結果

1 全体概要

(1) 調査目的

がん検診の効果を得るためにきわめて重要な精度管理について、適切な実施状況を把握するため、新潟県生活習慣病検診等管理指導協議会胃がん・大腸がん検診部会が行ったもの（注：職域検診や人間ドックは本調査の対象外）

(2) 調査対象

大腸がん住民検診を行っている県内の全市町村、検診機関（病院、診療所等を含む）

(3) 調査内容

① 検診実施体制

- ・「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査
各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「大腸がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

② 精度管理指標

- ・各市町村が集計した精度管理指標（プロセス指標）の数値（令和3年度分）※
大腸がん検診の精度指標のうち、5項目を選び市町村ごとに調査
※ 指標の確定までに1年以上かかるため、令和3年度分についての調査

2 「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査

(1) 概要

平成20年3月「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」（厚生労働省）において示された、各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「大腸がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

(2) 評価基準（下表参照）

チェックリストの非遵守項目が少ない順に段階評価を行い、「C」評価以下の検診機関・市町村には改善を依頼

評価基準		チェックリストの非遵守項目数による評価 ※	
		検診機関（項目数：21）	市町村（項目数：53）
A	チェックリストをすべて満たしている	0	0
B	チェックリストを一部満たしていない	1～5	1～7
C	チェックリストを相当程度満たしていない	6～10	8～14
D	チェックリストを大きく逸脱している	11～	15～21
E	チェックリストをさらに大きく逸脱している	—	22～28
F	チェックリストをきわめて大きく逸脱している	—	29～
Z	調査に対して回答がない	無回答	無回答

※ 検診機関は5段階、市町村は7段階の区分で評価

(3) 調査結果

① 検診機関

ア 集団検診：12施設 回答率：100%…評価C以下：なし

検診機関名	評価	検診機関名	評価	検診機関名	評価
新潟県保健衛生センター	A	上越地域総合健康管理センター	A	町立津南病院	A
新潟県労働衛生医学協会	A	厚生連村上総合病院健診センター	B	湯沢町保健医療センター	A
一般財団法人下越総合健康開発センター	A	厚生連長岡中央総合病院	A	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	A
柏崎市刈羽郡医師会柏崎メジカルセンター	A	山北徳洲会病院	B	厚生連糸魚川総合病院	A

イ 個別検診：375施設 回答率：74.1%

…評価C：19施設、評価D：3施設、評価Z：97施設

評価区分	A	B	C	D	Z	計
検診機関数	130	126	19	3	97	375
(構成比)	(34.7%)	(33.6%)	(5.1%)	(0.8%)	(25.9%)	(100.0%)

② 市町村

ア 集団検診：実施市町村 29（評価A：17、B：12、C以下：なし）

イ 個別検診：実施市町村 4（評価A：4、B：0、C以下：なし）

市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価	
	集団	個別		集団	個別		集団	個別		集団	個別
村上市	B	—	阿賀町	A	—	出雲崎町	A	—	刈羽村	A	A
関川村	B	—	三条市	B	—	小千谷市	A	—	上越市	B	—
粟島浦村	B	—	燕市	A	—	魚沼市	A	—	妙高市	B	—
新発田市	B	—	加茂市	A	—	南魚沼市	A	—	糸魚川市	B	—
阿賀野市	B	—	田上町	A	—	湯沢町	B	—	佐渡市	B	—
胎内市	B	—	弥彦村	A	—	十日町市	A	—	新潟市	—	A
聖籠町	A	—	長岡市	A	A	津南町	A	—			
五泉市	A	—	見附市	A	—	柏崎市	A	A			

3 大腸がん検診精度管理指標調査（令和3年度）

（1）概要

前述の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」における大腸がん検診の精度管理指標のうち5項目を選び、市町村毎に調査を実施

（2）調査項目と特徴

NO.	調査項目	算出式	数値目標 (国報告書 に記載がある もの)	特徴	
				人口構成や 継続受診者の 比率の影響を 受けるもの	その他
①	受診率	受診者数 ／ 対象者数	—	○	・市町村間比較を行うために、算出式の分母・分子ともに国民健康保険被保険者数で計算
②	要精検率	要精検者数 ／ 受診者数	○	○	・許容値7.0%以下
③	精検受診率	精密検査受診者数 ／ 要精検者数	○	—	・精度評価の最重要指標 ・新潟県の目標値は100%、許容値は70% (70%未満の市町村には改善を依頼)
④	大腸がん 発見率	がんであった者 ／ 受診者数	○	○	・許容値0.13%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出
⑤	陽性反応 適中度	がんであった者 ／ 要精検者数	○	○	・許容値1.9%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出

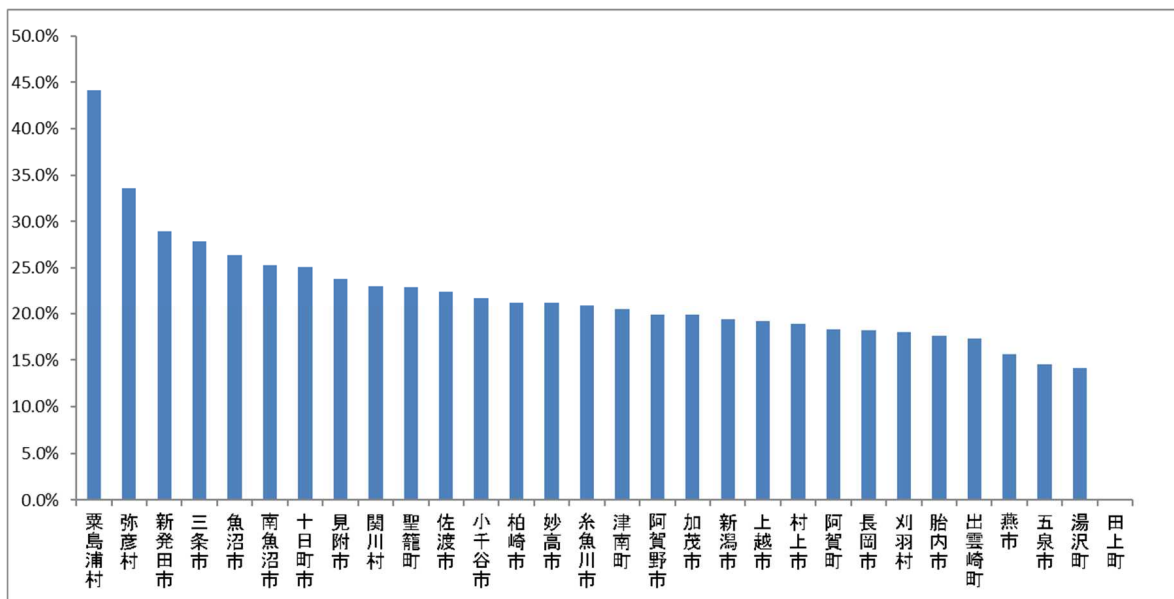
（3）調査結果

① 受診率

- ・大腸がん検診の対象者のうち、受診した者の割合

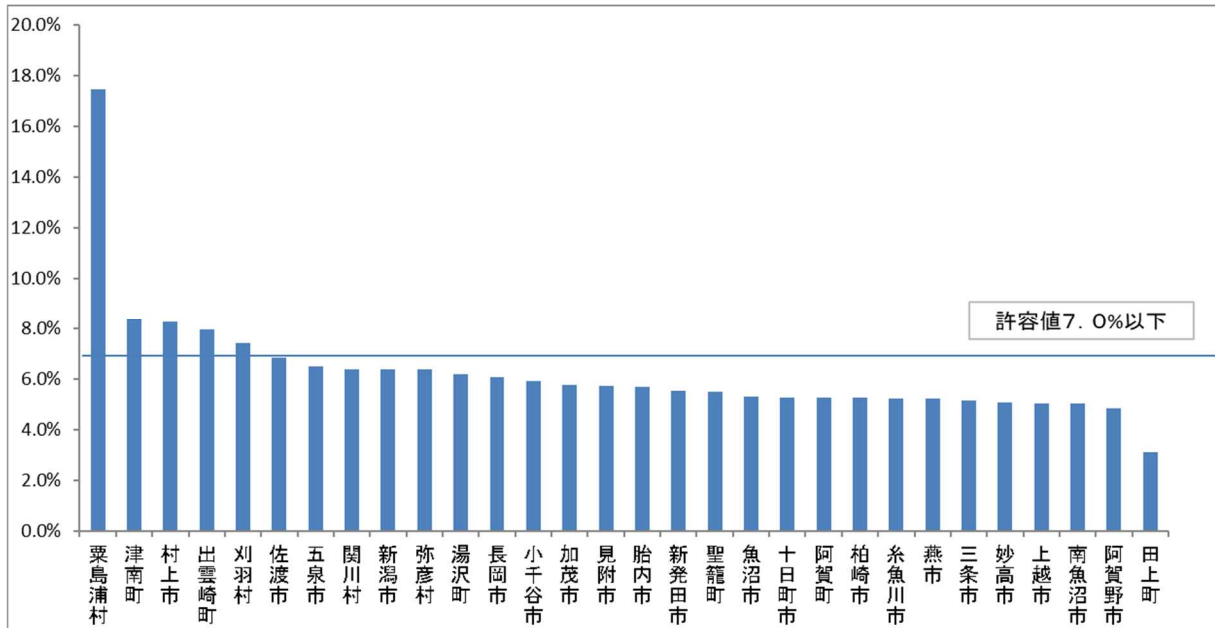
[対象者数計算式]

市町村事業におけるがん検診受診者のうち国民健康保険被保険者÷国民健康保険被保険者
 (「がん検診受診率等に関するワーキンググループ報告書 (H28.9・厚生労働省)」における
 計算式 (市町村間で比較可能ながん検診受診率 (第1指標))



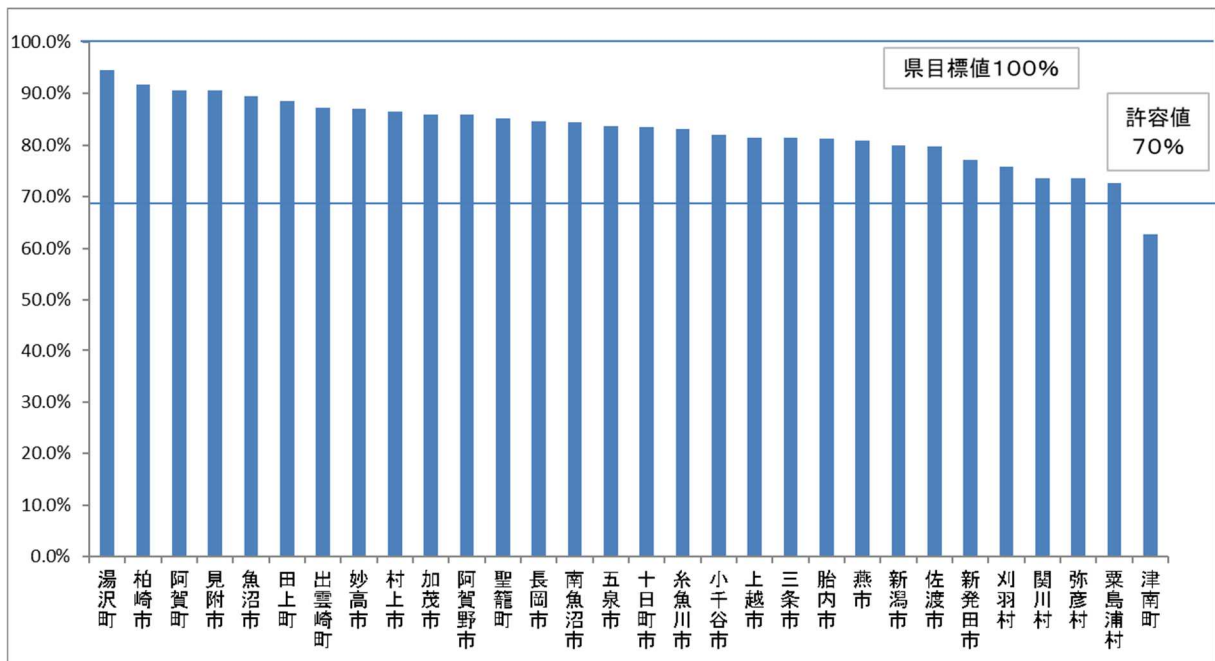
② 要精検率

- ・受診者のうち精密検査が必要とされた者の割合
- ・0 よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は 7.0%以下（受診者 100 人中要精検が 7 人以下）



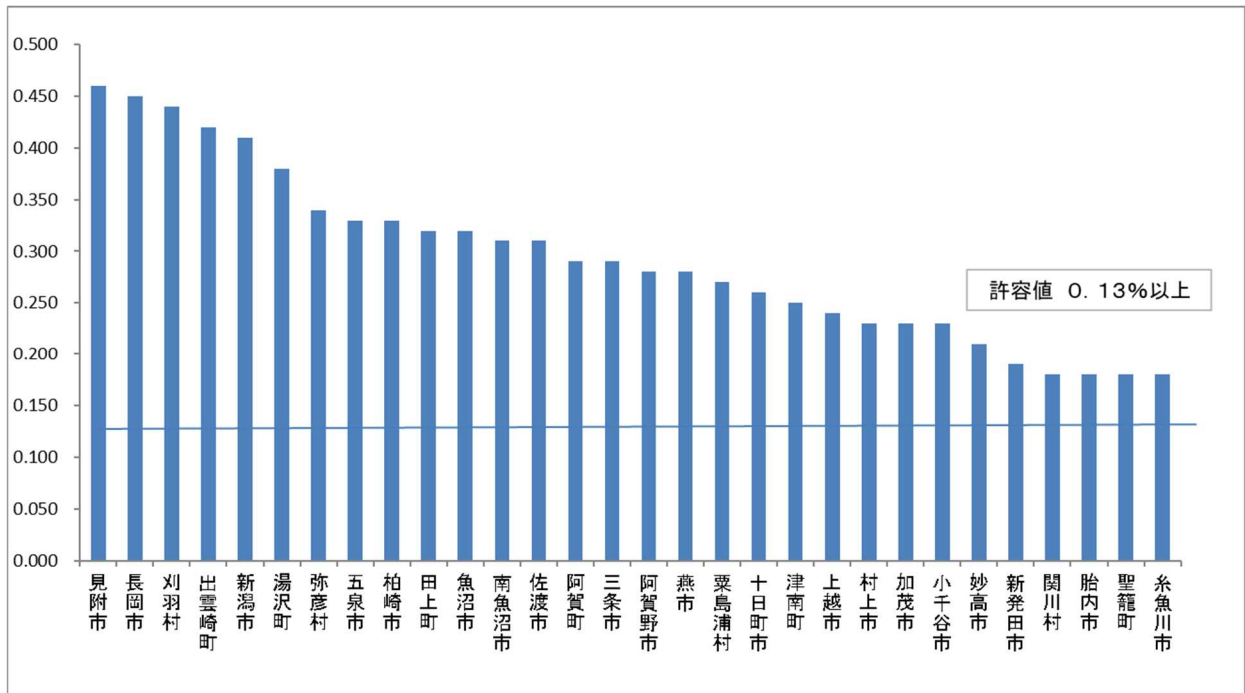
③ 精検受診率

- ・「要精密検査」とされた者のうち、実際に精密検査を受けた者の割合
- ・がん検診の精度評価の最重要指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい。
- ・新潟県では目標値 100%（国は 90%）、許容値 70%以上としている。



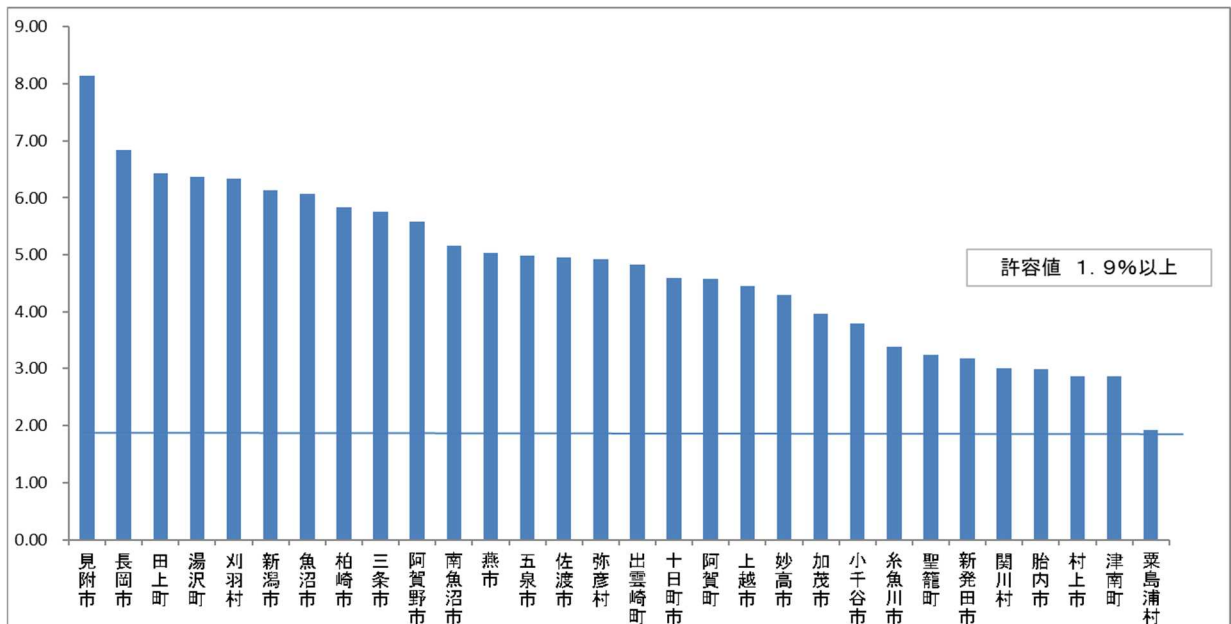
④ 大腸がん発見率

- ・受診者のうち大腸がんが発見された者の割合。ある程度高い方が望ましい。
- ・許容値は0.13%（受診者1万人で13例の大腸がん発見）以上だが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもある。



⑤ 陽性反応適中度

- ・「要精密検査」とされた者のうち、実際に大腸がんがあった者の割合。ある一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は1.9%以上だが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもある。



検診機関：大腸がん検診精度管理調査	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	検診機関計 （11）県内
	新潟県保健衛生センター	新潟県労働衛生協会	総合健康開発センター	金沢市立総合医療センター	管理センター	厚生連村上総合病院	厚生連長岡中央病院	山北徳洲会病院	町立津南病院	湯沢町保健医療センター	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	厚生連糸魚川総合病院	

1. 受診者への説明（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）

(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（便潜血検査の再検は不適切であること）を説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(2) 精密検査の方法について説明しましたか（検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(4) 検診の有効性（便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(5) 検診受診の継続（毎年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

2. 検査の精度管理

(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を仕様書にすべて明記しましたか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	11
(3) 大腸がん検診マニュアル（2021年度改訂版、日本消化器がん検診学会発行）に記載された方法に準拠して行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

3. 検体の取り扱い

(1) 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(2) 採便後即日（2日目）回収を原則としましたか（離島や遠隔地は例外とします）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
(5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか（検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12

4. システムとしての精度管理

(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内にいましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか もしくは外注先が全て報告したことを確認したか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	11
(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	11

遵守されていない項目数	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

R5評価結果 A A A A A B A B A A A A
R4評価結果 A A A A A B A B A A A A
R4遵守されていない項目数 0 0 0 0 0 1 0 1 0 0 0 0
遵守されていない項目数の差：R5-R4 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0 0 0

検診機関：大腸がん検診精度管理調査（個別）		（ ○ 実 施 割 割 合 ）
1. 受診者への説明（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）		
(1) 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（便潜血検査の再検は不適切であること）を説明しましたか		72%
(2) 精密検査の方法について説明しましたか（検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること）		70%
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか		65%
(4) 検診の有効性（便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つげられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか		68%
(5) 検診受診の継続（毎年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか		70%
(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか		61%
2. 検査の精度管理		
(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか		73%
(2) 便潜血検査キットのキット名、測定方法（手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を仕様書にすべて明記しましたか		65%
(3) 大腸がん検診マニュアル（2021年改訂版、日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行いましたか		72%
3. 検体の取り扱い		
(1) 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明しましたか		72%
(2) 採便後即日（2日目）回収を原則としましたか（離島や遠隔地は例外とします）		71%
(3) 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか		71%
(4) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか		66%
(5) 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか		68%
(6) 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか（検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます）		71%
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか		72%
4. システムとしての精度管理		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内になされましたか		58%
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか もしくは外注先が全て報告したことを確認しましたか		71%
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか		69%
(4) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか		51%
(5) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか		55%

大腸がん検診精度管理関連指標(R1-R3)

	R3	R2	R1	3年合計 受診者数	R3	R2	R1	3年合計 要精検者数	R3	R2	R1	3年合計 がん発見数	がん発見率 (R1-R3)	陽性適中度 (R1-R3)
	受診者数	受診者数	受診者数		要精検者数	要精検者数	要精検者数		がん発見数	がん発見数	がん発見数			
1 村上市	5,634	5,149	5,831	16,614	466	407	457	1,330	13	13	12	38	0.23	2.86
2 関川村	533	561	587	1,681	34	36	30	100	2	1	0	3	0.18	3.00
3 粟島浦村	126	120	118	364	22	14	16	52	0	1	0	1	0.27	1.92
4 新発田市	10,512	10,052	10,895	31,459	582	595	685	1,862	19	20	20	59	0.19	3.17
5 阿賀野市	3,504	2,935	3,556	9,995	170	140	192	502	7	10	11	28	0.28	5.58
6 胎内市	2,533	2,446	2,432	7,411	144	154	137	435	6	5	2	13	0.18	2.99
7 聖籠町	1,350	1,165	1,444	3,959	74	71	71	216	0	5	2	7	0.18	3.24
8 五泉市	3,663	2,898	4,081	10,642	238	191	273	702	8	4	23	35	0.33	4.99
9 阿賀町	1,406	1,464	1,587	4,457	74	103	106	283	5	5	3	13	0.29	4.59
10 三条市	8,165	7,979	8,512	24,656	420	409	422	1,251	27	27	18	72	0.29	5.76
11 燕市	5,981	5,824	8,099	19,904	313	339	460	1,112	15	17	24	56	0.28	5.04
12 加茂市	3,092	3,162	3,662	9,916	178	202	199	579	7	9	7	23	0.23	3.97
13 田上町	1,131	1,124	1,217	3,472	35	70	66	171	5	3	3	11	0.32	6.43
14 弥彦村	1,068	1,044	1,124	3,236	68	78	77	223	0	5	6	11	0.34	4.93
15 長岡市	18,811	15,303	19,004	53,118	1,145	1,072	1,249	3,466	94	71	72	237	0.45	6.84
16 見附市	4,260	3,910	4,303	12,473	243	231	227	701	19	19	19	57	0.46	8.13
17 出雲崎町	491	457	488	1,436	39	46	39	124	2	1	3	6	0.42	4.84
18 小千谷市	3,580	3,706	3,840	11,126	212	232	244	688	5	11	10	26	0.23	3.78
19 魚沼市	4,319	3,908	4,835	13,062	229	215	248	692	16	15	11	42	0.32	6.07
20 南魚沼市	6,119	5,640	6,509	18,268	307	356	423	1,086	20	15	21	56	0.31	5.16
21 湯沢町	599	522	730	1,851	37	31	42	110	2	2	3	7	0.38	6.36
22 十日町市	6,190	6,242	6,465	18,897	326	370	370	1,066	21	12	16	49	0.26	4.60
23 津南町	1,086	1,040	1,054	3,180	91	94	95	280	5	2	1	8	0.25	2.86
24 柏崎市	7,796	6,958	7,705	22,459	410	418	442	1,270	23	26	25	74	0.33	5.83
25 刈羽村	391	375	365	1,131	29	22	28	79	3	0	2	5	0.44	6.33
26 上越市	12,669	11,203	14,742	38,614	638	561	884	2,083	20	23	50	93	0.24	4.46
27 妙高市	2,595	3,055	3,225	8,875	132	137	173	442	7	5	7	19	0.21	4.30
28 糸魚川市	3,054	2,925	3,495	9,474	160	135	208	503	6	4	7	17	0.18	3.38
29 佐渡市	5,483	4,952	5,863	16,298	375	316	337	1,028	20	17	14	51	0.31	4.96
30 新潟市	66,084	62,790	71,755	200,629	4,215	4,308	4,922	13,445	297	218	309	824	0.41	6.13
合計	192,225	178,909	207,523	578,657	11,406	11,353	13,122	35,881	674	566	701	1,941	0.34	5.41